

# 平成26年度学校図書館司書教諭講習実施要項

佐 賀 大 学

## 1. 目 的

この講習は、学校図書館法第5条の規程に基づき、学校図書館の専門的職務をつかさどる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委嘱を受けて実施するもので、学校図書館司書教諭講習規程に従って実施します。

## 2. 会 場

佐賀大学文化教育学部（佐賀市本庄町1番地）

## 3. 期間及び日程

(1) 期 間 平成26年8月6日（水）～平成26年8月25日（月）

(2) 日 程

月	8月										
日	6	7	11	12	18		19	20	21	22	25
曜	水	木	月	火	月		火	水	木	金	月
開設科目	情報メディアの活用						学習指導と学校図書館				

## 4. 科目、単位数、担当講師

科 目	単位数	氏 名 職	
情報メディア の 活 用	2	角 和 博	佐賀大学文化教育学部 教授
		中 村 隆 敏	佐賀大学文化教育学部 教授
学習指導と 学校図書館	2	達 富 洋 二	佐賀大学文化教育学部 教授
		竜 田 徹	佐賀大学文化教育学部 講師

## 5. 受講者定員

60名

## 6. 受講資格

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者。

(2) 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者。

## 7. 受講者の決定

受講希望者が定員をこえる場合は、次の順位及び申込順で受講者を決定いたします。

- ① 現に教諭の職にある者。
- ② すでに大学等で資格取得のための単位の一部を修得し、今年度の講習を受講することにより、修了証書が授与される見込の者。
- ③ その他の者。

受講決定者には、申込受付期間終了後に受講許可通知書によりお知らせいたします。

## 8. 受講料

無料。ただし、参考書、教材その他の費用等は受講者の負担となります。

## 9. 申込方法

- (1) 申込先 佐賀大学学務部教務課 学校図書館司書教諭講習担当  
〒840-8502 佐賀市本庄町1番地  
TEL 0952-28-8412
- (2) 受付期間 平成26年6月9日(月)～平成26年6月20日(金)(必着)  
ただし、持参される場合は、平日の9:00～17:00にお願いします。
- (3) 提出書類等
  - ① 講習申込書 1部(所定の用紙)
  - ② 教育職員免許状授与証明書 1部  
(受講資格(1)に該当する者で現に教諭の職にある者は、有する教諭の免許状を複写(表裏の両面複写)し、それに所属する学校長の原本と相違ない旨の証明を付したもので替えることができます。)  
\*数種類の免許状を有している場合は、いずれか1部で可。
  - ③ 受講資格(2)に該当する者は、その大学に2年以上在学し62単位以上を修得した旨の証明書  
単位取得証明書 1部
  - ④ 返信用封筒  
24.0×33.2 cm(角形2号) 2部(受講して修了証書該当者は3部)  
120円切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名を明記してください。
  - ⑤ 戸籍抄本  
②の教育職員免許状授与証明書又は免許状(写)に記載されている氏名、本籍地が現状と相違している場合には提出書類に添付してください。

- ⑥ 学校図書館司書教諭講習規程（以下「規程」という。）第3条に規定する司書教諭の資格に必要な科目のうち、他大学若しくは本学の講習及び課程で単位の一部を修得し、今回の講習で残りの単位を修得する場合は、すでに修得した単位の証明書を必ず添付してください。

なお、当該証明書の交付を受ける際に「単位修得の認定に係る資料」を文部科学大臣あてに提出するよう当該大学に申し出てください。

※改正（平成11年4月1日）後の規程第3条に規定する司書教諭の資格に必要な科目（5科目10単位）をすべて修得している者は、講習に参加せず、書類申請を行うことにより修了証書が授与されます。講習に受講する場合と同様に申込をしてください。

## 10. 単位認定

科目ごとに、出席状況、試験、論文、報告書等による成績審査に合格した場合に単位を認定します。

## 11. その他

- ① 受講に必要な資料案内等は受講許可通知書と同時にお送りします。
- ② 受講時は受講許可証を携帯してください。
- ③ 宿泊の斡旋は行いません。
- ④ 今年度講習を受講することにより、修了証書授与要件が満たされる者には、平成27年3月上旬に修了証書を送付する予定です。

## 12. 照会先

本講習に関する照会は次のとおりです。

佐賀大学学務部教務課 学校図書館司書教諭講習担当

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

TEL 0952-28-8412

## 学校図書館司書教諭講習規程（抄）

### （受講資格）

第2条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

### （履修すべき科目及び単位）

第3条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の左欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の右欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科 目	単 位 数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

2 講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和25年法律第118号）第6条に規定する司書の講習において修得した科目の単位であつて、前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

### 申込書作成上の注意

1. 申込書は、黒のボールペン又は黒インクで記入してください。
2. 氏名は、正確明瞭に記入し、必ず「ふりがな」をつけてください。
3. 「現有免許状」の欄には、現有免許状の学校種別・種別（1種・2種）及びその取得年月日並びに免許状の番号を記入してください。
4. 記載内容・出願者印・証明印が不明不備の場合は、受け付けられずに返送されるので確かめてから提出してください。